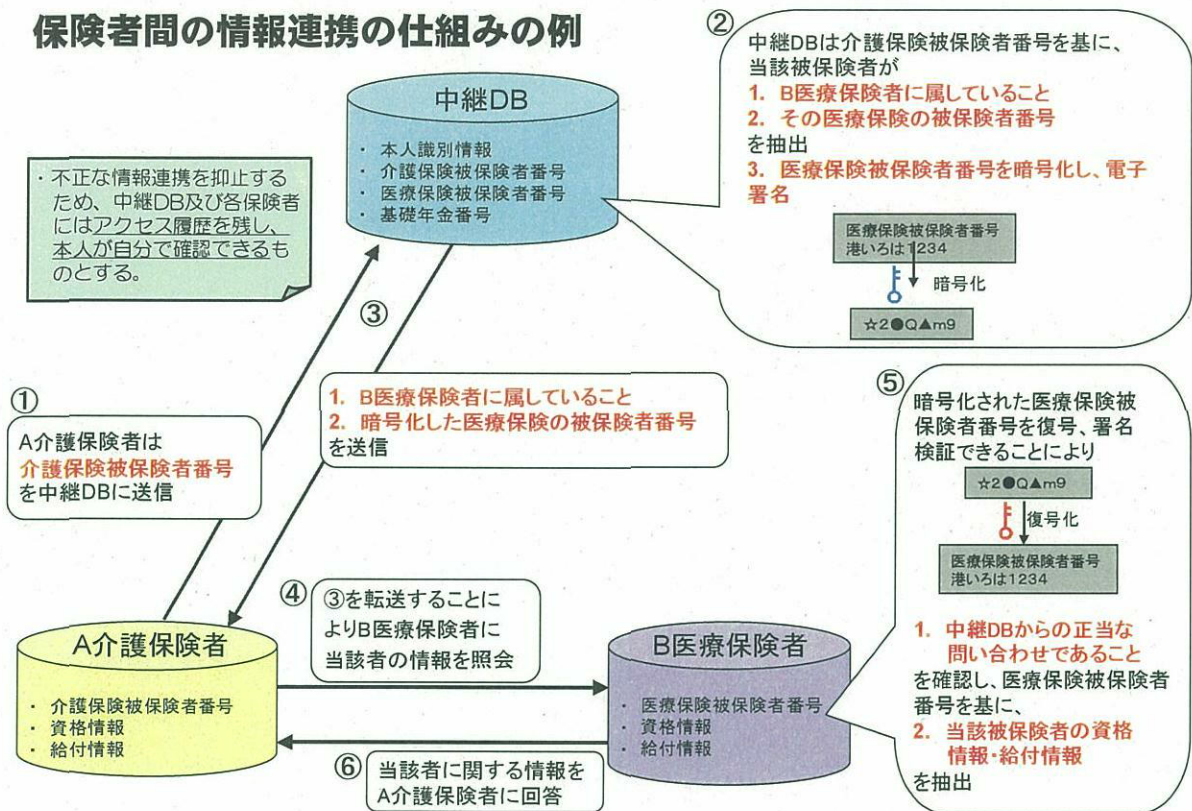


その際、中継DBは被保険者の資格・給付情報等を保有せず、各保険者は、本人識別情報、他の保険者の管理する被保険者番号を保有せずに、保険者間をまたがった加入者の特定を行う仕組みを検討。

このような仕組みとし、中継DBにアクセスログを残すことで、より安全・安心な形で情報連携を進めることが可能。

プライバシー侵害、情報の一元管理に対する不安が極力解消されるよう、このような仕組みを実現するに当たっての課題にも留意しつつ、制度的な対応を含め、具体的な仕組みを今後更に検討。

保険者間の情報連携の仕組みの例



6 社会保障カード（仮称）が使用できない場合の対応

- カード導入後の「現行の被保険者証等からの移行期間」や「訪問看護・往診の場合等カードが使用できない状況」、「停電、ネットワークのトラブル、カードの破損等により一時的にカードが使用できない状況」での対応方法について今回検討。

(1) オンラインによる医療保険資格の確認・レセプトへの自動転記について

- 医療機関においては、ICカードが使用できない場合等であっても、何らかの形で資格確認とレセプトの作成を行わなければならないが、少なくとも、**現行の健康保険証と同等の運用が継続できる**ようにすることが必要。

これらのことを考えると、例えば、以下の①及び②の場合には、下記のいずれか（又はその組み合わせ）での対応が考えられる。

- ① カードの故障、破損等により IC チップ内の情報の読み取りができない場合
 - ・医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。
 - ・カード券面（裏面を含む。）に、本人を識別し、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておく。
- ② ICカードに対応した環境が整備されていない場合（又は、読み取り端末の故障やネットワークやシステムが停止した場合）
 - ・医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。
 - ・カード券面（裏面を含む。）に、本人を識別し、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておく。
 - ・携帯電話等の携帯端末で IC カードを読み取り、資格確認を行う。
- 以上のことから、移行期間や IC カードが使用できない状況においても、現行の被保険者証と同等の運用を継続するためには、保険資格情報を記載した別紙を交付することや、カード券面（裏面を含む。）に、本人を識別し、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておくといった措置が必要。

しかしながら、別紙を交付することは交付主体の事務が増えるとともに、利用者は常に IC カードと別紙を携帯しなければならないため、利便性を損なうという面があり、また、カードに本人を識別する情報を記載することについては、仮に、制度共通の統一的な番号等を記載する場合には、制度・本人の意図しないところで名寄せに使われるなどのリスクが高まる。

よって、「現行の被保険者証等からの移行期間」や「訪問看護、往診の場合等カードが利用できない状況での運用」、「停電等のトラブル発生時の運用」との違いにも留意しつつ、制度的な対応、技術開発による代替手段の確立（携帯電話等の携帯端末の活用）も含めて、具体的な対応策を今後更に検討。

(2) 年金記録等の情報閲覧について

- 年金記録等の情報閲覧については、オンラインによる医療保険資格の確認やレセプトの自動転記と異なり、一時的にカードが使用できない状況等において、何としてもその場で行う必要があるとは考えにくい。
したがって、例えば、ネットワーク環境が回復するのを待ってから行う、社会保険事務所等に設置する情報端末から情報を閲覧する等の方法で対処可能。

7 カードの発行・交付方法等

(カードの発行主体)

- カードの発行主体・交付主体については、今回、基本構想に関する報告書を踏まえた検討を行い、カードの発行主体については、社会保障カード（仮称）が年金手帳、健康保険証、介護保険証といった複数制度にまたがる機能を持つことから、各制度における調整に関すること等を行うとされている厚生労働大臣であると仮定。

(カードの交付主体)

- カードの交付主体については、
 - ・ 住民基本台帳カード・公的個人認証サービスの発行の仕組み、基盤、運用の実績を有していること
 - ・ 国民から見てもっとも身近な行政主体であり、一般的に利便性が高いこと等を踏まえ、市町村と仮定。

(カードの交付方法)

- カードの具体的な交付方法については、
 - ・ 交付対象者が市町村や保険者の窓口に行く必要があるかどうかといった「交付対象者の利便性」
 - ・ カード交付までに必要となる手続やそれに必要となる時間といった「交付者の事務負担」
 - ・ どの程度確実に本人同定ができるかといった「技術的な実現可能性」などを踏まえる必要。

その際、交付対象者が窓口に行く必要があるかどうかやカードの交付を郵送で行うことができるかについては、社会保障カード（仮称）の機能に鑑み、カード交付時にどの程度厳格な本人確認を必要とするか等を検討する必要がある、厳格な本人確認による信頼性確保と交付対象者の利便性等とがトレードオフの関係にあることに留意。

- カードの発行・交付方法を検討する際には、発行されたカードが広く利用されるものとなることも重要であり、そのような観点も含め、今回、出生後初めてカードを交付する場合（出生時フロー）として、「健康保険証として利用できるカードを発行する案」と「先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案」について検討を行うとともに、それぞれにつき、利用者の利便性向上の観点等から、医療保険の被扶養者届を市町村で受け付ける案について検討。

また、それぞれにつき、一定年齢以下の者は扶養者や世帯主のカードでサービスを利用することとする案も考えられる。

- これらに加えて、発行されたカードにつき、転居、氏名変更、保険者異動、カード紛失・更新等の際の手続をどのようにして行うかについても検討。

- 以上の検討の際、仮に、カード発行時に併せて、交付対象者からの申請に基づき、オンライン認証の用途を持たせた公的な個人認証サービスの電子証明書の発行を受ける場合として資料を作成したが、カード交付後に必要に応じ、電子証明書の発行を申請する場合や、そもそも電子証明書を用いない場合も可能。

- これらの案については、それぞれ
 - ・そもそも被扶養者届を市町村で受け付けることができるかどうか
 - ・関係者間でどのように交付対象者の情報をやりとりし本人を同定するかといった課題もあることから、上記で述べた交付対象者から見た利便性や交付に係る事務負担といった観点から、今後さらに市町村等の関係者の意見を踏まえつつ、精査していく必要。
その際には、出生時からカードを交付する必要があるのかどうかについても議論があったことに留意する必要。

- なお、これらの検討にあたっての仮定については、地方自治体や関係省庁の了解を得たものではない。

8 関連しうる他の仕組み等の活用のための課題

費用対効果を高めるといった観点からは、社会保障カード（仮称）で必要とする IC チップを含む媒体や認証基盤、医療機関等におけるネットワーク基盤等につき、関連しうる他の仕組み等を可能な限り活用することで、社会保障カード（仮称）のためだけに新たな投資を行うことを極力避けることが重要。

(1) 既存の IC カード・IC チップを含む媒体の利用

(住民基本台帳カード)

- 現在市町村から交付されている住民基本台帳カードの利用については、既存の IC カードや市町村が有するカードの発行基盤を利用することで費用対効果に優れた仕組みとすることが可能。

平成20年6月11日に IT 戦略本部でとりまとめられた「IT 政策ロードマップ」においては、「住民基本台帳カードの普及にあたっては、社会保障カード（仮称）の議論と一体的に検討を進める」とされているところであり、今後更に検討を進めていく必要。

- その際には、現在の仕組みを前提とすると、
 - ・市町村をまたがる住所変更の際には住基カードの再発行が必要となること
 - ・住基カードは希望者に交付することになっていること
 - ・現在の住基カードは自治事務として市町村長が発行責任者となっていること等に留意する必要。

(その他の IC カード)

- 金融機関により発行されたカード等の既に民間で発行されている IC カードを媒体として利用できるかについては、技術的に可能と考えられるものの、
 - ・媒体の提供主体ごとに媒体管理のシステムが異なり、サービスの相互運用性が確保されていない。
 - ・一般的に民間カードにおいては、カード発行者がカード所有者となっており、利用者の状況によっては、カード発行者がカードを回収する等の場合がある。この時、社会保障サービスを受けられなくなることが考えられる。等の問題点があり、今後、更に検討。

- その他、外国人に対して発行することが検討されている在留カード（仮称）等、他の分野における IC カード化の動向についても留意。

(携帯電話)

- 携帯電話を媒体として利用できるかについては、技術的に可能と考えられるものの、
 - ・媒体の提供主体ごとに媒体管理のシステムが異なり、サービスの相互運用性